

9 民間団体との連携を強化する

自殺は、様々な要因が複雑に関係して起きるため、関係機関、民間団体との連携が重要です。

中柱	小柱・施策	ページ
(1) 民間団体の人材育成・電話相談事業等に関する支援	① 人材育成に関する相互協力及び民間団体が行う先駆的な自殺対策の支援	181
	◇ 民間団体の人材育成・電話相談事業等に関する支援	182
	◇ 電話相談関係機関業務研修会の実施	182
	② 自死遺族の集いの開催やグループ支援等の取組みの連携、推進	183
	◇ 自死遺族の集いの開催【再掲】	183
(2) 地域における連携体制の強化	① 地域における公的機関、関係機関、民間機関、ボランティア団体との連携体制の強化	184
	◇ かながわ自殺対策会議の実施【再掲】	184
	◇ かながわ自殺対策会議ポータルサイト【再掲】	185
	◇ 自殺対策検討会の実施【再掲】	185
	◇ 障がい者虐待防止対策	185
(3) 自殺多発地域等における対策の充実	① 自殺多発地域や鉄道駅等における安全確保対策の促進	186
	◇ 地域自殺対策ハイリスク地ネットワーク会議【再掲】	186
	◇ ホームドアの設置促進【再掲】	186
	② 自殺多発地域における効果的な取組みのあり方の検討	187
	◇ 地域自殺対策ハイリスク地ネットワーク会議【再掲】	187

(1) 民間団体の人材育成・電話相談事業等に関する支援

① 人材育成に関する相互協力及び民間団体が行う先駆的な自殺対策の支援

【現状】

- ・ 県の自殺者数は、平成24年から令和元年まで減少傾向にありましたが、令和2年は増加し、令和3年はやや減少したものの、依然として1,200人余りの尊いいのちが失われています。総合的な自殺対策をきめ細かく進めていくためには、行政だけでなく、民間団体の力が求められています。
- ・ 民間団体の取組みの中でも、「いのちの電話」は、人生の様々な悩みの中で危機に直面し、救いと励ましを求める方たちの支えになることを目的とした、ボランティアの電話相談員による民間団体の活動で、多言語体制の電話相談を行っています。
- ・ こころの健康に関する悩みを抱える人に対する相談支援体制は、様々な機関の取組みにより整備されつつあります。
- ・ 電話相談のニーズは依然多く、相談窓口の維持、強化が望まれています。そのため、相談を受ける電話相談員の質の向上のための研修を実施しています。

【課題】

- ・ 「いのちの電話」に日々寄せられる相談は、精神的危機に直面している人々等、抱えている事情は様々であり、電話相談員として、より専門的なスキルが求められることから、資質向上のための支援が必要です。
- ・ 「いのちの電話」は、ボランティアの電話相談員により成り立っていますが、今後もこの活動を維持・継続するため、相談員の確保が必要です。
- ・ 地域で悩みを抱える人の電話相談を実施している関係機関や電話相談及び相談業務を行っている相談者が、電話相談の基本的姿勢等を学び、さらに相談者の資質の向上を図る必要があります。

【施策】

◇ 民間団体の人材育成・電話相談事業等に関する支援

民間団体の電話相談支援事業に対して、電話相談員が熟練の相談員に指導を受けて（スーパービジョン）、資質を向上させるための支援を行います。

また、活動や相談員募集に関する広報等の協力を行います。

◇ 電話相談関係機関業務研修会の実施

地域で電話相談を実施している関係機関や電話相談及び相談業務を行っている相談者が、電話相談の基本的姿勢等を学び、さらに相談者の資質の向上を図るため、電話相談員研修の実施に取り組みます。

② 自死遺族の集いの開催やグループ支援等の取組みの連携、推進

【現状】

- ・ 大切な方を自死で亡くされた方は、こころの不調が長期にわたり継続することもあり、孤立しがちなため、自死遺族の心理的な苦痛が少しでも和らぐよう、同じ体験をした方同士が、安心して自身の思いを語る場がある場が必要ですが、その場の数は十分とは言えません。
- ・ 県では、家族等の大切な方を自死で亡くされた共通の経験を持つ遺族が気持ちを語り合い、生活に必要な情報を提供する場として、「自死遺族の集い」を市町村や民間団体と協働し開催しています。

【課題】

- ・ 同じ体験をした方同士が、相互に安心して体験を語れる場の提供を安定的に、継続して行うことが必要です。

【施策】

◇ 自死遺族の集いの開催【再掲】

県内で自死遺族の集いを開催している市町村や、全国自死遺族総合支援センター等の民間団体との情報共有、連携を強化します。

大切な方を自死で亡くされた方が集いに参加できる機会を提供し、より安定的、継続的な運営に向けて取組みを進めます。

(2) 地域における連携体制の強化

① 地域における公的機関、関係機関、民間機関、ボランティア団体との連携体制の強化

【現状】

- ・ 平成19年度から、学識や司法、報道、医療、労働、経済、福祉、教育等の様々な関係機関や民間団体、行政機関で構成された「かながわ自殺対策会議」で、各関係機関・団体が連携して自殺対策に取り組んでいます。
- ・ 地域においては、保健福祉事務所・センターにおいて自殺対策検討会を開催し、地域の課題について共有し、実情に合った対策を市町村や関係機関と検討しています。
- ・ 障害者虐待防止法に基づき、神奈川県障害者権利擁護センターを設置し、障がい者虐待の通報受付や相談等を行っています。

【課題】

- ・ 自殺対策を総合的に実施し、計画の進捗管理やさらなる連携を行うためにも、庁内及び様々な関係機関と会議を開催する必要があります。
- ・ 地域の実情に応じた施策を実施するために、保健福祉事務所・センターで検討会を開催し、対策を検討する必要があります。
- ・ 神奈川県障害者権利擁護センターには、法で定める3つの虐待類型（養護者による虐待・障害者福祉施設従事者等による虐待・使用者による虐待）に限らず、様々な相談が寄せられていますが、県本来の役割である使用者による障がい者虐待の通報受付件数が低調となっています。

【施策】

◇ かながわ自殺対策会議の実施【再掲】

自殺対策に係る情報共有、協議及び連携のために、様々な関係機関や民間団体、行政機関で構成された「かながわ自殺対策会議」の連携を通じ、報道機関に必要な情報を提供していきます。

◇ **かながわ自殺対策会議ポータルサイト【再掲】**

「かながわ自殺対策会議」の構成団体が実施する普及啓発、相談事業等についてとりまとめ、一元的に情報発信するポータルサイトの作成について検討を進めます。

◇ **自殺対策検討会の実施【再掲】**

保健福祉事務所・センターにおいて、各地域の一般医療機関と精神科医療機関の連携について、地域の実情に応じ、会議や研修を通じて課題の検討に取り組みます。

◇ **障がい者虐待防止対策**

障害者権利擁護センターの運営を特定非営利活動法人神奈川県障害者自立生活支援センターに委託し、通報や届出の受理、相談、普及啓発のための研修会の開催等を行います。

障害者権利擁護センターが受理した通報・相談への対応・助言等について、適宜弁護士から法的助言を受け、権利擁護センターの法的専門性を確保します。

市町村や障害者福祉施設等における障がい者虐待防止や権利擁護の推進に寄与する人材を養成するための研修を開催します。

(3) 自殺多発地域等における対策の充実

① 自殺多発地域や鉄道駅等における安全確保対策の促進

【現状】

- ・ 県内の自殺多発地域において、委託事業者や県職員が巡回パトロールを実施し、自殺企図が疑われる人を発見した場合は、警察への連絡や、供花の撤去等に取り組んでいます。
- ・ また、鉄道駅では旅客の転落防止等のために、鉄道事業者がホームドアの設置に取り組んでいます。

【課題】

- ・ 県内の自殺多発地域における巡回パトロールや防護柵の設置等、安全確保対策を検討していく必要があります。
- ・ ホームドアは、設置コストが高額等の理由により、十分な設置状況には至っていないため、さらなる設置促進を図る必要があります。

【施策】

◇ 地域自殺対策ハイリスク地ネットワーク会議【再掲】

自殺多発地域周辺の保健福祉事務所における、周辺地域の市町村、関係機関との連絡会議の開催、関係機関・団体への支援者研修の開催を行い、自殺多発地域周辺の自殺予防に取り組んでいきます。

◇ ホームドアの設置促進【再掲】

鉄道駅における転落防止等のため、鉄道事業者が行うホームドアの設置に補助を行い、設置促進を図ります。

② 自殺多発地域における効果的な取組みのあり方の検討

【現状】

- ・ 自殺多発地域周辺の保健福祉事務所において、周辺市町村、関係機関を構成員とした、自殺対策に関する連絡会議を定期的を開催しています。会議では、各機関の取組みの情報共有を図るとともに研修等の開催を行い、情報を共有し、効果的な対策について検討を行っています。

【課題】

- ・ 自殺多発地域周辺地域における効果的な自殺対策について、今後も検討していく必要があります。

【施策】

◇ 地域自殺対策ハイリスク地ネットワーク会議【再掲】

自殺多発地域周辺の保健福祉事務所における、周辺地域の市町村、関係機関との連絡会議の開催、関係機関・団体への支援者研修の開催を行い、自殺多発地域周辺の自殺予防に取り組みます。